

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福井市長 西行 茂

| | |
|-------------------|-------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 福井市 (18201) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 下筋生田 |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和7年7月 (第 2 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

| |
|--|
| 【農業者】「農業を担う者」である認定農業法人や認定農業者、認定新規就農者が担っている。 【主要作物】水稲、大麦、飼料用米 【その他】 農業者の高齢化が進んできており、後継者の確保が課題である。 |
|--|

(2) 地域における農業の将来の在り方

| |
|--|
| 【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業法人や認定農業者、認定新規就農者が担っていく。 【将来の主要作物】水稲、麦、大豆の栽培を行っていく。 【その他】有機農業を取り入れる。 |
|--|

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積 | 42.5 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 41.7 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | 0.7 ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

| |
|--|
| 農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。 |
|--|

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 複数の農家が農地を管理しており、集約化を検討していく必要がある。集落内で話し合い、エリアごとに受け手に農地を配分するなどし、できる限り各農家が担う農地の集約化を進める。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 現時点では集落内で対応できているため、活用の予定はない。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | |
|---------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|------------------------------|---------------------------|-----------------------------|----------------------------|
| <input type="radio"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="radio"/> ②有機・減農薬・減肥料 | - | <input type="radio"/> ③スマート農業 | - | <input type="radio"/> ④輸出 | - | <input type="radio"/> ⑤果樹等 |
| - | <input type="radio"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="radio"/> ⑦保全・管理等 | - | <input type="radio"/> ⑧農業用施設 | - | <input type="radio"/> ⑨耕畜連携 | <input type="radio"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①現時点で対策は必要ないが、今後被害状況によっては対策を実施していく。②完熟堆肥など有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進する。⑦多面的機能支払交付金を活用し、防草シートの設置、花ミズキや花の植栽、側溝の補修、土手の草刈り、パイプラインの塗装等の補修を行う。⑩地元産の農産物を使ったイベントを実施し、集落への集客を図る。流通・加工に取り組み、6次産業化を推進していく。直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。

4 変更申請経歴

・農地転用による計画区域の農用地面積の減少 9筆 (令和7年7月)